

# 量水器検針業務仕様書

## 1 業務名

令和8年度 米上下水第38号 量水器検針業務（以下「検針業務」という。）

## 2 業務の目的

米原市水道事業の給水区域の水道料金等の算定基礎となる使用水量の計量および使用水量に係る情報を得る。

## 3 履行期間

令和8年6月12日から令和9年3月12日まで  
ただし、米原市（以下「甲という」。）から指示があった場合、受託者（以下「乙」という。）は、これに応じなければならない。

## 4 検針区域および予定件数

別紙 検針区域一覧表のとおり。

## 5 検針用具の受取および場所

乙は、甲が指定する日時に山東支所または本庁舎等で受け取ること。

## 6 検針用具の返却

乙は、検針業務終了後、速やかに山東支所または本庁舎等に返却すること。  
なお、返却場所については、甲と協議するとともに、甲から返却時期等について指示があった場合、その指示に従うこと。

## 7 検針業務の内容

- (1) 検針用端末（以下「端末」という。）に登録されている水道メーター（以下「メーター」という。）の設置箇所のメーター指示数を正しく読み取るとともに、メーターのパイロットの回転の有無を確認して読み取った指示数を端末に入力すること。その後、水道使用水量等のお知らせ用紙を端末で印刷し、お客様の郵便受け等に投函すること。  
ただし、投函不能の場合は持ち帰り、速やかに甲に返却すること。
- (2) 未検針分および異常データの再調査
  - ① 人為的理由で検針できないメーターがある場合、乙は可能な限り訪問を重ね、未検針を発生させないよう努めること。
  - ② 検針不能の場合は、その旨を甲に報告し、甲の指示に従って業務を進めること。
  - ③ 端末に指示数を入力した結果があらかじめ設定済みの水量異常基準を超え、警告音が鳴った場合は、特に入力データに誤りが無いか確認すること。
- (3) 漏水が疑われる場合  
端末にその検針結果が水量過大と表示された場合および漏水の可能性が疑われる場合ならびに漏水を発見した場合は、水道使用者に連絡し、漏水確認お知らせ用紙を水道使用水量等のお知らせ用紙と一緒に交付すること。ただし、水道使用者に連絡できない場合は、漏水確認表または検針業務状況報告書により甲に報告すること。
- (4) メーター故障時の対応  
メーターのガラス割れ、文字不明、不回転、鈍感、液晶非表示、遠隔受信機の故障等を見つけた場合は、甲に報告すること。

- (5) 工事中の場合  
通常どおり検針を行い、水道使用量のお知らせ用紙を交付すること。
- (6) メーターが撤去されている場合  
検針不能のため、速やかに検針業務状況報告書により甲に報告すること。
- (7) 不正行為の疑われる水道使用状況を発見した場合  
メーターを通さずに水を使用している（盗水）等の不正行為の疑われる状況を確認した場合は、速やかに甲に報告すること。
- (8) 検針業務以外の水道に関する問合せがあった場合は、甲に連絡するよう案内すること。
- (9) その他、疑義が生じた場合は、甲に報告すること。

## 8 提供（支給）物品

- (1) 検針用端末
- (2) 検針用端末用ロール紙
- (3) 充電器
- (4) バッテリー
- (5) 検針員証
- (6) ベスト
- (7) 漏水確認表
- (8) 水道使用量のお知らせ用紙
- (9) 漏水確認お知らせ用紙（赤紙）
- (10) 検針業務状況報告書
- (11) その他甲と乙との協議により、甲が必要と認める物品等
- (12) 提供品が故障した場合は、速やかに甲に報告し、甲は速やかに代替品を乙に交付するものとする。

## 9 特記事項

- (1) 乙は、円滑に業務を開始するに当たり、あらかじめ自己の責任において準備を進めることとし、これに係る甲の協力的行為は、メーター設置位置を示す紙媒体資料の提供のみとする。
- (2) 検針時において、メーターボックスおよびメーターの蓋は、端末への入力後、速やかに閉め、決して次の検針まで開けたまま放置することの無いようにすること。
- (3) メーター指示数の読み取り誤りおよび端末への入力誤りの無いよう十分注意し、特に異常データについては、間違いが無いか再確認を徹底すること。
- (4) 業務実施時は、検針員証を必ず携帯し、ベストを着用すること。  
なお、有効期限が到来したときは、乙は速やかに甲に返却しなければならない。
- (5) 甲は、乙が契約事項を遵守できないときは、本契約を解除し、または乙に対して損害賠償を請求することができる。
- (6) 乙は、本契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、速やかに一切の業務を甲が指定する次回受託者に支障なく引き継ぐこと。ただし、甲がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。なお、引き継ぎに要する経費は、乙が負担すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (8) 乙は、病気等で業務遂行できない場合は、速やかにあらかじめ甲に報告した代理人において業務を遂行すること。